

11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」 期間です

内閣府などでは、毎年11月12日から11月25日までの2週間を期間として、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者などからの暴力(DV)やセクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

この機会に女性に対する暴力の問題について一緒に考えてみませんか。

「女性の人権に関する相談先」

市人権推進課(教育庁舎1階)

☎ 32・2122 / FAX 33・3525

Mail:jinkensuishin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

ima.jp



障害者差別解消法を知っていますか？

この法律では、障がいをも理由とした不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会をめざしています。

不当な差別的取り扱い

障がいを理由にして、正当な理由もなくサービスの提供の拒否、または制限をすることです。正当な理由がある場合は、障がいのある人にその理由を説明し理解を得ることが大切です。

【例】

- ・障がいを理由に、お店への入店やサービスの提供を断る。
- ・アパートを借りようとした時、障がいを理由に断る。
- ・本人を無視して介護者や支援者にだけ話しかける。

合理的配慮

障がいのある人から、何らかの配慮を求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応することです。「特別扱い」や「優遇」と違い、サービスを受けるために必要な配慮です。

【例】

- ・障がいのある人の障がい特性に応じて座席を用意する。
- ・知的障がいのある人に対してわかりやすい言葉を使ったり、イラストを使って補足する。
- ・段差があり車いすが利用できない場合に、スロープなどを使って補助する。
- ・代筆を求められたときに、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。

【障害者差別解消法に定められた差別解消のための取り組み義務】

	国・都道府県・市町村などの役所	会社やお店などの事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

【お問い合わせ先】 市介護福祉課障がい福祉担当(市役所1階ロビー)

☎ 32・2279 / FAX 35・0272 / Mail:s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp